

王羲之『孔侍中帖』について

特に、其の前に接してゐた帖

(一)

王羲之の『孔侍中帖』^(注一)は、九行より成り、富山藩の儒者岡田信之^(三)の蔵する所であつたが、その子文学博士岡田正之^(四)を歴、正之の子 震から前田侯爵家が購つた。以上既に知られてゐることであつて、今これに若干の知識を加へようとする。

本帖と同種の羲之、御物『喪乱帖』は、明治十三年に妙法院から献納されたが、これが該院に伝はつた事情は明瞭であつて、

- (一) 昔から朝家のお庫に王羲之の書一卷が有つた。……^(五) ①
(二) 後水尾天皇の御代、外部から王羲之の書一卷が献上された。……^(六) ②

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

太 田 晶 二 郎

見出した。^(三) 元和二年に、野村屋新兵衛^(四)が之を持参したとある。^(五) 一宗玩も、羲之では勝手が違つたらしく、『何トモ知レザル物ナリ』と匙を投じた。^(六) 一岡田呉陽が此の帖を蔵した頃から二世紀半溯り得たわけであるが、元和はちやうど、喪乱帖を含んだ王羲之書巻が献上された後水尾天皇の御代であることは、或いは、何ほどの相関が有つてさうなのであらう。^(七)

(二)

孔侍中帖の伝来について多少溯上したといふだけが墨跡之写の恩恵であるのか。さうではない。

現在、此の帖の後部は、

「九月十七日羲之報且因

孔侍中信書想必至不

知領軍疾後問

憂懸不能須臾忘心

故旨遣取消息羲之

報」

即ち、三行めの行底が二格ほど空いてゐる。随つて、こゝで段落として、前三行(後問マデ)が一首の尺牘、後三行(憂懸カラ)別の尺牘と解されてゐる。

しかるに、墨跡之写では、三行めが

「知領軍疾 後問」

となつてゐる。是に於て、孔侍中帖の原物を精察したところ、

(一)「後問」の二字が書かれてゐる部分の紙の状は、四周全て外部とは間が断絶して、遊離した紙片とも言ふべく、且つ、

(二)「後問」の下方の空白には原の紙は存せず、裏打の紙が露はれてゐること

を見た。説明的に図示すれば、次の如くである。

(上部省略)

信書想必至不

軍疾後問

不能須臾忘心

私は、《もと、墨跡之写の通り、「疾」の下が二格ほど損じて空いてゐて「後問」は其の下すなはち行底にあつたことであらう》と思ふ。さうして、其のやうに中途が空いてゐては、損傷の有ることがはつきり目につき、それは、骨董屋もしくは骨董愛玩家の立場から、体裁又は価格の上に良くないので、「後問」二字を上へずらすことにより損傷空白を填めてごまかす。さうすると今度は行底の方が空くが、これはちやうど段落のやうになり、六行は前後二首で二首それぞれが完全であるが如くに見せかけることができる、此のやうな小細工を弄したのではなからうか、と想像するのである。

即ち、此の帖は、もと三行めの段落は無かつた、六行通して、一首の尺牘なのである。孔侍中帖(狹義)は唐代の『王羲之書目』に著録されてあるが、「八行」と注せられてゐるではないか。断じて「後問」までの僅かに三行で終結するものではない。

又、六行が一通の書であれば、首部に「羲之報」とあり終りも同じ

く「羲之報」で結ばれることとなつて、王羲之の諸尺牘に多く見る様式に叶つて合理的であり、是れも、六行一つづきを可とする証とならう。

更に、文意の上で亦、四行めの「憂懸」からあとも、前の三行の「不知領軍疾」云々より続いて一貫する《心配の気持》と取つて自然であり、六行通して一首に読むのが順調と感ぜしめずにはゐないのである。

(三)

墨跡之写のお蔭は、まだ尽きない。

現在、孔侍中帖は、右に説いた六行一紙の前にいま一片三行が有つて、それで全部である。ところが、墨跡之写は、更に其の前に七行を写してゐる。文、左の如し。

「左右時務公私所

頼一見長相、逝痛想

々豈唯骨肉之情言

及摧惋永往奈何袁妹委

篤示致問荒憤不

□此熱不能不取給

腹中便復惡無頼」

羲之の能書元來釈文に易からぬ上、宗玩の控へは大ざつばな見取り写しに止まり、殆ど読むべからざるものも有るに係らず、右の如くに文字を填めたのは、実は此の文を録した文献が存するに頼る。

すなはち、唐の『二王書語』、「右軍(王羲之)書記」の部に、右の、墨跡之写の、孔侍中帖の前七行の文が見えてゐる。是によつて、其の七行がまさしく羲之の帖であることも確かめられた。但し、七行

で一帖完全するのではなく、その前にまだ「群從彫落將盡」云々の数句二十数字が存し(右軍書記)、王羲之書目を参考すれば、

「羣從彫落將盡」

と謂ふのが此の帖であらうから、二十数字は行数では一〇マイナス七二三行、これがなほ前に有つて一帖なのである。いづれにしても、墨跡之享により、孔侍中帖には其の哀禍帖の前に、群從彫落帖の存せしことが分つた。私は心ひそかに、元和に存在した群從彫落帖(搨模)が断簡として今日も伝はつてゐることを期待する。

注一 前田育徳会蔵。国宝(昭和二十六年六月九日、書第十五号ヲ以テ指定。指定ノ名称及ビ員数ハ、「搨王羲之書(孔侍中帖) 一幅」。

二 岡田信之、呉陽と号した。岡田栗園の養嗣子で、出は小西氏であつた。文政八年に生れ、明治十八年歿する、年六十一。昌平黌に学んだ後、富山の藩校廣徳館の文学に任ぜられ、藩主師範を兼ねた。明治になつて、富山師範学校教諭となつたが、すぐに辞して、家塾学聚舎に力を致した。書を善くし、最も行草に妙である。

『近江奈良朝の漢文学』『日本漢文学史』等の著ある東京帝国大学教授・史料編纂掛嘱託・文学博士岡田正之は信之の嗣子である。『富山市史』『富山市役所編纂、明治四十二年発行―富山県時代、明治十八年、三七六・三七七頁ニ呉陽ノ伝ガ有ル』。

三 前田氏尊経閣貴重本解題、書幅、九月十七日帖に、

「裝潢 裱紙花色ニツバ紋純子、裱紙裏巻尾辺欄皆白色純綱ヲ用ヒ、末ニ岡田信之及字君行號呉陽ノ二朱印アリ、玉彫刻埋軸、

桐、晋王右軍羲之尺牘真蹟ト題ス、岡田呉陽ノ筆蹟ナリ、外箱

桐、「〔前田家〕『古筆類目録』巻第二、古名人部上、永山近彰ノ書入レ「九月十七日帖」、裝潢・箱、異事無シ」。

と記述されたが、昭和十六年に改装されて、同解題に更めて

「表装 一文字風帯、白地作土紋古印金。中廻、紫地二重蔓牡丹紋印金。天地、青艸地向鶴文古銀欄。軸、象牙。」

といふ如き現状となり、(前田家所蔵ノ古代製「銀入紋紗」ヲ切ツテ此ノ表具ノ天地ニ充テ用キタ。―前田氏尊経閣「古代製」目録・同閣「錦繡類目録(蜀江錦及雜部) 一二」)岡田氏の印記は今は見られない。又、箱も取換へられて、題は、呉陽のものでなく、「九月十七日帖 晋右將軍王羲之書」(黒漆地ノ上ニ金字)とある。(コレヲノ目録類其他ニツイテ、飯田瑞穂君ノセワニナツタコトガ少クナイ)。

四 前記の尊経閣解題、備考に、「富山藩儒岡田信之ノ旧蔵、昭和二年九月二十三日其孫震ヨリ購入セリ」(前記ノ目録、備考、異事無シ)と明記されてゐる。「故岡田正之博士(云々)博士の手から前田家に入つた。」「書道全集」平凡社、昭和四十年十二月発行、第四卷、中国4、東晋、図版解説・釈文、323孔侍中帖(内藤乾吉、一六五頁)とするのは、いさゝか正しくない。(正之博士ハ、昭和二年七月二十八日歿)。

五 孔侍中も喪乱も共に、「延歴ノ敕定」の縫印が同じ様式で捺された、簾線麻紙、雙鉤填墨であること、周知の如し。

六 『帝室御物目録』帖巻ノ部、「一、王羲之 妙法院猷」に傍注して「十三年七、十三」とある。

七 次に出来る如く此れが三つに切られて其の一つが現在の喪乱帖なのだから、仮に、均分であつたとして、喪乱帖の分量を三倍すれば、三帖(暫定・十七行・横一尺九寸三分×三〇九帖・五十一行・横五尺八寸許りもあるたいした物で此の一卷はあつたわけである)。

むかし正倉院にあつた搨王羲之書は各巻それぞれ廿五行(巻第一)・五十行(二)・卅行(三)・五十四行(四)・卅行(五)・卅一行(六)・卅六行(七)・卅四行(八)・卅五行(九)・廿五行(十)・卅七行(五十二)・廿一行(五十三)・廿一行(五十四)・廿五行(五十五)・卅一行(五十六)・卅五行(五十八)・廿五行(五十九)・卅七行(六十)・廿行(扇書)であつた(東大寺献物帳国家珍宝等帳)。即ち、平均三十五行、最少二十行より最多五十四行に至る。後水尾天皇に献上された一卷、五十行ぐらゐとの推計が當つてゐるならば、此のやうな義之書法一卷の原規模を恐らくはなほ存し得てゐたものであらう。

八 承応二年六月二十三日の禁中失火炎上、寛文元年正月十五日の大内・

仙洞焼亡、延宝元年五月九日の京師火災大内・法皇新院御所延焼、延宝三年十一月二十五日の京都火災本院・新院御所炎上、延宝四年十二月二十六日の院中出火などがある。

九『津逮秘書』(明ノ崇禎中、汲古閣ノ毛督ガ輯メ刻シタ叢書。十五集ニ分レ、一百四十冊アツテ、百四十余部ノ書ヲ収メル)も一緒に下された。

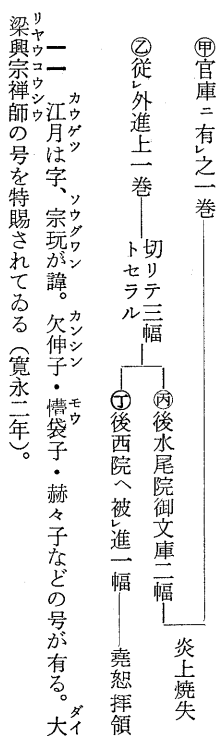
一〇『堯想法親王記』(史料編纂所^{リョウソウ}「明治十五年十一月天台座主堯想親王御直書ノ御本ヲ謄写ス」。初名「日次記」、次名「座主日次記」)廿三(第24冊)、貞享二年

二月「廿二日 午下刻、新院崩御。」(下略)

「六月朔日

明日後西院御百ヶ日也、仍テ、般舟院へ参詣。(○下略)

一、留主(○守)之内、穂波三位(○藤原経尚)来駕、後西院御遺物持参也。御遺物事、御存生之内被染震筆畢、仍テ、從御心所出之御遺物也。歸寺之後、拜見頂戴、催感涙畢。王羲之真跡一軸『津逮秘書』全部、右両種也。王羲之真跡ハ、実ニ天下一幅之真跡也。往古、官庫ニ王羲之書一巻有之。其後に後水尾院御代、從外一卷進上之事あり。与御文庫王羲之御対覧之處ニ、毛頭無相違。仍テ、御掛物三幅ト成リ、(○從外進上ノ一卷ヲ三ツニ切り、ソレハ、幅装トナシ給ヘルノ意ナラン)二幅ハ在後水尾院御文庫、一幅ハ後西院へ被進畢。其後、炎上之時、後水尾院御文庫之二幅并官庫ノ一軸、皆焼失也、後西院へ被進一軸のミ不焼失也。これハ、件之御掛物被掛之時常ニ「○後西院ガ」御物語也。只今拝領之真跡、正ク是也、尤永代貴重之者也。」これを表示すれば、次のやうなことであらう。



天正二年に生れ、寛永二十年十月朔日寂した、世寿七十・法臘五十六である。

少年、和泉堺の南宗寺に於て春屋宗園に随ひ、遂に法を之に嗣いだ。京都の大徳寺の一百五十六世。同寺竜光院の二世。筑前侯黒田長政の請によつて博多の崇福寺に住したことも有る(七十九世)。帰依者が寺庵を建て、宗玩を請じたこと亦少くない。佐久間將監真勝の寸松庵・小堀遠州政一の孤篷軒(後ニ庵)などさうである。

俗系が、茶人として有名な堺の津田宗及の子であることにも因つてか、墨蹟の鑑定を能くして、此の墨跡之写も遺したのである。(寛永六年大徳妙心法度違反事件ニ際シ刑ヲ免レタコトノ類、省ク。○宗玩ノ伝ニハ、『大梁興宗禪師江月玩和尚年譜草案』(小桐比丘宗立誌焉、寛文第二星輯王寅稔)「史料編纂所 2019.03.31」大徳寺塔頭孤篷庵所藏明治四十年謄写了「ガ有ル。簡易ニ見ラレルモノハ、『紫巖譜略』第廿二葉・『竜宝山大徳禪寺世譜』第三十六葉。)

一二 第一「七」冊。「墨跡写^{元和ニ丙辰}式冊之内下」と表題がある。其の第三十三葉左より「三十四」左まで。

墨跡之写は、宗玩が住したことのある崇福寺(福岡市堅粕大学通)の所藏である。但し、二冊だけ、故筑紫頼定氏(同市箱崎町)が貰ひ請けた。史料編纂所には、いづれもの写真がある。

書名は、表紙に、「墨跡之写」と題するもの七冊(三・十五・十七・三十一・三十二・三十三・四十二)、「墨跡写」と題するもの五冊(七・八・十三・四十三・聚光院什物墨跡写)である。今、多きに就き、又、読み方の明確なるを取り、「之」の字有る方を以て統名とした。

年代は、夙く慶長十六年から宗玩の寂年寛永二十年に至るまで、三十三年の長きに亘つてゐる。現在、壊乱した冊も有るが、冊次と年度を録すれば、次の如くである。(コトワラヌノハ、崇福寺所藏分。)

- 原第「一」冊 「慶長十六^{辛亥}」
- 「二」冊 「慶長十七^{壬午}年」
- 「三」冊 「慶長十八癸丑年」

以上編纂所写真 6173-48-1.

「四」冊 「慶長^{甲寅}十九」

「五」冊 「慶長廿年元和元年」

以上 6173-48-2.

「六」冊 「元和^{丙辰}二冊之内 上」

「七」冊 「元和^{丙辰}二冊之内 下」

以上 6173-48-3.

「八」冊 「上四冊之内
元和^{丁巳}三冊之内」

九冊 欠

「十」冊 「元和^{丁巳}三冊之内中之下」

「十一」冊 「元和第三^{丁巳}四冊之内下」

以上 6173-48-4.

「十二」冊 「元和四^{戊午}三冊之内上」

「十三」冊 「元和四^{戊午}三冊之内中」

以上 6173-48-5.

十四冊 欠

「十五」冊 「上^{三冊之内}
元和五^{己未}年」

「十六」冊 「元和五^{己未}三冊之内中」

「十七」冊 「三冊之内^下
元和五^{己未}年九月朔日ヨリノ写在之」

以上 6173-48-6.

「十八」冊 「元和六年^{壬申}二冊之内上」

「十九」冊 「元和六^{壬申}二冊之内上」

以上 6173-48-7.

「二十」冊 「元和七」

「廿一」冊 「元和八」

「廿二」冊 「元和九^{癸亥}」

以上 6173-48-8.

「廿三」冊 「寛永元年
元和第拾甲子」

6173-48-9.

「廿四」冊 「寛永二^{乙丑}年」

筑紫氏藏。編纂所写真 6173-49.

廿五冊 欠

「廿六」冊 「寛永四^{丁卯}」

「廿七」冊 「寛永五^{戊辰}二冊之内上」

廿八冊 欠

「廿九」冊 「寛永六^{己巳}歳」

「三十」冊 「寛永七^{庚午}二冊之内上」

以上 6173-48-9.

「三十一」冊 「寛永七^午臘月至同八年 二冊之内下」

「三十二」冊 「二冊之内上」

「三十三」冊 「寛永九^{壬申}年正月日」

「三十四」冊 「二冊之内下」

寛永九^申年自十月」

以上 6173-48-10.

三十四冊 欠

「三十五」冊 「寛永十一^{甲戌}」

筑紫氏藏。6173-49. 「寛永十二^{乙亥}二冊之内 但一冊ニ作之」

「三十六」冊 「寛永十三^{丙子}」

「三十七」冊 「寛永十四^{丁丑}年」

「三十八」冊 「寛永十五^{戊寅}」

以上 6173-48-11.

「三十九」冊 「寛永十六^{己卯}」

「四十」冊 「寛永十七^{庚辰}二冊之内上」

「四十一」冊 「寛永十七^{庚辰}二冊之内上」

「四十二」冊 「寛永十七^{庚辰}四月廿日」

「二冊之内下」

以上 6173-48-12.

「四十三」冊 「寛永十七辰兩年
十二月十日

上 式冊之内

「四十四」冊 「寛永十八辛巳
式冊之内下」

以上 6173-48-13.

「四十五」冊 「寛永十九 式冊内上」

「四十六」冊 「二冊之下
寛永十九壬午年」

「四十七」冊 「寛永二十拾年 癸未」

以上 6173-48-14.

「聚光院什物墨跡写」

残簡

以上 6173-48-15.

残簡

6173-48-16.

残簡

6173-48-17.

残簡

6173-48-18.

(ナホホカニモ残簡ノ、貼交屏風等ニ見ラレルモノガ有ルト云フガ、編纂所ニハ写真ガ無イ。)

各冊の分量は不定で、多いものは八十葉をも超してゐるが、平均して五十葉程度の袋綴である。各冊首に、その冊所録の品目(大抵、筆者名)を略目録にして掲げてある。

本書は、墨蹟類の、文句だけには已まず、原品の書体まで、又印章、時には画様も、ざつとした見取り写しの程度ながら、写し取つた上、いつ誰が持参したといふことや自分(宗玩)の鑑定やを記しつけてゐて、之に依り、今日亡んだ多くの墨蹟について大要を髣髴することができ、しかのみならず、

現存するものでも其の旧状や伝来を確かめることを得る好資料であつて、墨蹟類研究、禅宗史・書道史・美術史其他の攷究にとつて無尽の宝蔵である。

此の至宝が紹介されたのは、少くとも近年・中央学界に關して言へば、筑紫氏の案内によつて玉村竹二君が崇福寺所蔵分の存在を知り、昭和二十六年三月毎日新聞社発行『仏教藝術』第11号(24頁ヨリ)掲載『楚石梵瑠筆「雪舟」二大字について』に於て之を使用し之を記述したのが初めてである。但し、筑紫氏所蔵分は、玉村君から此の書のことを知らされた東京国立文化財研究所伊東卓治氏が撮影せしめた。(墨跡之写・江月宗玩其他ニツイテ、玉村君カラ多クノ教ヘラ受ケタコトヲ感謝スル。)

一三 墨跡之写所録の書は、当然のこととして殆ど全部 所謂墨蹟であり、孔侍中帖の如きが載つてゐるようとは予想せざる所である。其の方面の研究者の目に著かぬことを虞れて、こゝに之を報告する。

一四 野村屋新兵衛は、此の外にも、ちよく、物を見せに来てゐる。例へば、同じ年(元和二年)では、

○「卯月二日、野村屋新兵衛持参候。正筆ト見ヘ申候。併、類筆不見、然ト不存事ヨ。」「襄陽米芾元章跋」のものにつき(第六、元和二丙辰上、四十五葉右)

○「七月十九日、野村、新兵衛より来候。名モ印モ無之候條、誰共筆者不知ト申遣候。主方よりハ、大灯ト云来、大灯ニテハ中、無之。」(第七、元和二丙辰下、八葉左)

○「右蘭之賛(○「天沢七世東海純一休詩与書」筆「トアルモノ」、野村、新兵衛持参候。七月廿九日ニ来候。此画賛ハ、沢庵和尚ノ被見候而、木や三郎兵衛所持ト也。不慥物ト相見候間、取被申候事無用ト申候也。」(第七、十六右)

○「右猪頭ノ賛(○「比丘起予拜賛」トアルモノ)、十月七日、野、新兵衛持参候。此絵賛度々見申候。絵惣々顧タルヤウナ図ゾ。賛以下正筆トハ相見候。」云々(第七、三十三右)

此の年、宗玩は、京都の大徳寺に住してゐた。(補注一)

一五 孔侍中帖を写した後に、小字で、「十月七日、野村や新兵衛持参。何共不知物也。」と記してある。

一六 孔侍中帖が、後水尾院に献られた一巻とも同巻でそれから切り出されてゐたものといふやうなことも想像し得ぬではないし、それほど直接の関係でなくとも、同じやうな所に在つた両者が同じ頃外に現れ出したのであることも有らう。

一七 孔侍中帖や喪乱帖 「延歴敕定」印縫の王羲之は、もと正倉院宝蔵、即ち東大寺献物帳国家珍宝等帳に見える書法／搦管右將軍王羲之書の内と考へられてゐるが、果してさうであれば、それは弘仁十一年 倉から出され沽られたのである〔雜物出入帳(從弘仁至天長)〕。其れ以後、後水尾天皇代まで、どこでどうしてゐたか、杳として未だ知る所が無い。

但し又、王羲之書と正倉院に關して、次のやうな記述も有る、

浅野長祚(梅堂)著「寒檠綴」卷之三、「南都東大寺ノミツ倉(○三倉正倉院)ヲ文政(○天保カ)年間啓シコロ、時ノ奉行堀野土佐守、好事ノ人ニテアリシユヘ、詳記セシモノ有。夫カ話ニ、孝謙帝ノ御手習文庫ト云モノ有、イト龜末ナル物ニテ、其内ニ古備眞備カ書セシ御手本、且、帝ノ習ハセタマヒシ草紙ナトモ其マ、アリ、御筆・御墨モ御ツカヒカケノマ、アリ、二王ノ眞蹟・唐人ノ眞蹟ノ御手本ナトモアリシヲ、コレハ珍シト取出シヲキタルヲ、天正ノ兵燹ニ焚タリト云。」〔藝苑叢書〕本中巻一四頁)

*『柳營補任』卷之十九、奈良奉行、「天保二卯四月八日禁裏附ヨリ／同七申十二月八日京都町奉行(高三百俵)堀野土佐守(良材)」〔『大日本近世史料』本、五ノ八〇頁〕

微細・薄弱な記事であるけれども、或いは、中世末まで又 王羲之書が正倉院にあり、それを取り出して置いたら天正の兵火(実ハ永祿十年、松永久秀、東大寺ヲ焼イタコトカ)に罹つたと云ふが、亡失しなかつたものも有つて、それが近世の文運復興と共に世に出て來たのであると考へるやうなことはできぬであらうか。なほ堀野の詳記と云ふもの其の他を検し得て定めた(補注五)

一八 「且」は、「且」と読む説も有る。

一九 「知」は、「云」と読む説も有る。

二〇 書道全集、前掲、孔侍中帖、「哀禍帖、九月十七日帖、憂懸帖の三

帖を存するが、一括して九月十七日帖または孔侍中帖と呼ばれている。」「ナホ、アトノ方デ「三帖の中、哀禍、憂懸の二帖は著録に見えないものであるが、九月十七日帖は右軍書目に著録されている。」(節略)ト言ツテキルノハ、哀禍帖ハサテ措キ、憂懸帖ガ「著録に見えない」ノハ当リ前デアル、憂懸帖ナド云フコトハ有リ得ヌ、九月十七日帖ノ中・其ノ一部分デアルニ過ギナイノダカラ。

二一 名宝を目近く検し得て重要事実を確認したことは、前田育徳会に深く謝するところである。

二二 その空白裏打紙の露はれてゐる部分―には、色づけをして、原の紙のやう・他の個所と同じやうに見せかけた形跡が有る。

二三 現第二紙の「九月十七日、且因孔侍中帖」云々の一帖が本義の孔侍中帖―もしくは「九月十七日帖」とも謂ふ―であるが、これを狭義とし別にいま一つの用法として、狭義孔侍中帖の前、第一紙「頗有哀禍」云々の「哀禍帖」をも引くるめ、二紙九行全体を亦 孔侍中帖と呼んでゐること周知の如くにて、是れ廣義である。(後部ノ帖ノ名孔侍中帖ノ方ヲ推シ擴メテ全体ノ名称トシタノハ些カ尋常デナイガ、前部ノ帖ノ名ヲ総名ニスレバ、哀禍帖トイフコトニナルノデアルカラ、其ノ不祥ヲ嫌ツテ之ヲ避ケル心情ダツタコトデアラウト察セラレル。―『書道全集』平凡社、昭和五年発行、第五巻、六朝(晋・齊、)釈文解説、九月十七日帖(鍾山、銅牛、一四頁、「帖首の字を取りて哀禍帖と呼ぶべきに似たりと雖も、字面妙ならざるを以て、或は孔侍中帖と呼ぶ者あり。」云々)

此の私の一篇の中で、孔侍中帖の名号は、狭義に用ゐる場合に其の旨を注記し、ことわりが無いのは全て廣義といふことにする。

二四 唐代、太宗皇帝の愛好もあつて、王羲之の書が尊重され流行し、蒐集され掲擧された。そこで、王氏書帖の目録も作られ、王書の文句を写し集めた本も出來た。前者に『王羲之書目』、後者に『二王書語』が現存する。

王羲之書目は、貞觀年中、褚遂良が禁中で王書を臨写した際に、王氏書卷六十三卷(内、正書五卷・行書五十八卷)の各卷の収める所の各帖(総計四百帖、今本不合)の書き出しの字句を録し全文の行数を注したものである。

其の諸本と題目、

(一)『唐褚遂良録王羲之書目』(正書)『墨池編』卷之四、宝蔵之一、「万曆庚辰(『八年』)夏孟梓于維揚瓊花觀深仁祠」本所収以下、墨池明本ト称スル。

(二)『晋右軍王羲之書目』(正書)褚遂良『墨池編』卷第十四、宝蔵一、雍正癸丑(『十一年』)序「就閒堂雕板」本所収『墨池清本』。

(三・四・五)『晋右軍王羲之書目』(正書)褚遂良撰『王氏書苑』卷之二、『法書要録』卷之三、所収『書苑本・津逮秘書』、法書要録卷第三、所収『津逮本・學津討原』第十一集、法書要録卷三、所収『學津本・學津本ハ、津逮本ノ「海虞毛晉識」ノ跋ヲ有スル、津逮本ヲ取ツタモノデアラウ。

二五「行書部五十八卷^{共三帖}」の中に、「第十四、九月十七日羲之報且因孔侍中^ハ」(墨池明本、五十四葉左○行書云々ノ目、書苑本ニ無イ、津逮本・學津本、「草書部五十八卷」ニ作ル。◎且ノ次ニ、書苑本・津逮本・學津本、「行」ノ字ガ有ル、墨池清本ハ、明本ニ同ジク、「行」ハ無イ。今ノ孔侍中帖(狹義)実物ニハ「行」字ノ無イコト見ル通りデアツテ、墨池明本・墨池清本、実ニ合シ、書苑本・津逮本・學津本、实ニ違フ。

二六書目所注の行数は「八行」だから、現孔侍中帖(狹義)の六行とは二行の差が存するけれども、「八行」が「六行」の誤りであると為せば、合致させることができる。

或いは又、搨摸本と雖も、意識的にもしくは過誤で字句を脱すること無きに非ざるは、清内府旧蔵の搨摸王献之『中秋帖』(『三希堂法帖』第二冊ニモ刻シ入レタルモノ)が『米海嶽書史』録する所や『宝晋齋法帖』十二月帖と出入有る例を以ても知り得るのであつて、もしかすると今の孔侍中帖(狹義)はもとの八行を減省して六行になつたのかも知れぬ。

二七 中田勇次郎氏著『王羲之を中心とする法帖の研究』(一九六〇年、東京 二玄社発行)第一章、4 王羲之書目中の尺牘の書式、二五頁、「、右軍書記について調べてみると、ほとんど大部分は書き出しにもちいた言葉をもつて書き留めるところでくりかえしているのが通例である。、、、例え、(○私ニ、七例ノウチ三例ヲ選択・引用スル)

111 十一月十一日羲之敬問……………羲之敬問

184 羲之死罪……………羲之死罪

165 臣羲之言……………臣羲之言

といったようになってゐる。(中田氏ノ本書カラハ、此ノ他ニモ大イニ学恩ヲ得タ。記シテ多謝スル。)

今の問題である、「十一月一日羲之報」で起し「羲之報」で結ぶ形に限定して同例を、右軍書記から集めて見ると、

「四月五日羲之報。建安靈柩至、臨紙摧哽。羲之報」(墨池清本十葉右)

「九月三日羲之報。敬倫遣諸人去晦祥禪、及書不一。羲之報」(十七左。下ノ報、書苑本・津逮本「批」ニ作ル)

「六月廿七日羲之報。周梗棄背、及領軍信書不次。羲之報」(墨池明本三十一葉右。上ノ「之報」、墨池清本・書苑本「已下缺」(注)トス)

「十二月六日羲之報。一昨因暨主簿不悉、力及不一。羲之報」(墨池清本十九右)

「七月十六日羲之報。凶禍果仍、遣書感塞。羲之報」(十九左)

「十一月五日羲之報。適為不吾悉不適、勿勿力教。羲之報」(二十一左)

「十一月七日羲之報。近因缺千卿書想行至、力及数字。羲之報」(二十三左)

「十二月廿四日羲之報。歲尽感歎、力不一。羲之報」(墨池明本二十六左。下ノ羲之、墨池清本・津逮本、王羲之ニ作ル)

「初月一日羲之報。忽然改年、力遣不知。羲之報」(墨池清本四十左)

「十一月廿七日羲之報。得十四十八日二書、力因謝司馬書不具。羲之報」(墨池明本十四右)

(但シ、此ノヤウナハ起・止、同ジ例文ノ形式ハ、何モ羲之獨特スナハチ個人色ト云フワケデハアルマイ。王献之「大令書語」・王涣之「法帖」・王操之「法帖」等ノ尺牘ニモ其ノ型ガ見ラレルノハ羲之ノ子ノコトデアラカラ別トシテモ、王敦「敦頓首、ミ、ミ、王敦頓首、ミ、ミ」・王導「導白、ミ、王

導白」・王治「治頓首言、治頓首言」・王奮「奮頓首、頓首」・郁
愔「九月七日愔報、愔報」・哀帝「丕死罪死罪、丕死罪死罪」・王廙
「臣廙言、臣廙言」ナド「法帖」、其ノ頃、同様ノ書札ハ必ズシモ珍
シイモノデハナイ。

二八「憂懸」の語は、王猷之の『地黃湯帖』（書道博物館所蔵）にも見え
「新婦服地黃湯來、似減。眠食尚未佳、憂懸不去心。」と、義之で『豹奴帖』
「澄清堂帖」所収の「深憂慮懸吾情」の句は、言はば、憂懸のバラフレイ
ズではあるまいか。「所疾尚綴綴、既不能眠食、深憂慮懸吾情、至不能不
委。」

二九 意味の上から、第三行の文字の続き方は、「不知領軍疾」後問
と「不知領軍疾後問」と、どちらがよいか、と云ふに、(甲)右軍書記の「得
十四・十八日二書、知問為慰。」(墨池明本十四葉右)を参照し、(乙)領軍(○
王治)ノ疾(やまひ)ノ後問(のちのたより)ヲ知ラズと続けて、解する
こともできぬではないが、(乙)右軍書記の「晚熟盛、君比可否、遲復後問。」
(墨池明本四十八右)「否」、墨池清本「不」ニ作ルの如きを考へに入れ
て、例へば「不知領軍疾、遲復後問。」(領軍ノ疾ヲ知ラズ、「復タ」後
問ヲ「遲ツ」ト補ひ解すること、可能であらう。

三〇 即ち、狹義の孔侍中帖。

三一 「延歴／敕定」の印縫有つても一紙継がれて先行し、文、三行を
存する。
(補注六)

「頻有哀禍悲摧切

割不能自勝奈何奈

何省慰増感」

これは、墨跡之写も異が無い。縦線を引いて「此筋處、帝ノツキメアリ。」
と記し、縫印三顆も写してある。但し、真中の分のみ印文を写し入れ、上・
下の印は輪廓だけを示して「与中同印」と注するに止めてゐる。

三二 墨跡之写には、上部に「一」の字が有るが、それは、各項の頭に置
かれてゐる一ツ書キの「一」である。

三三 □、墨跡之写では、何も書かぬ全くの空格。

三四 注二四第一段参看。

二王書語は、張彦遠が、二王即ち大王ノ義之・小王ノ猷之の書帖(ソレゾ
レ四百六十五帖・一十四帖)の文を釈読・集録したもの。「右軍書語」・「大
令書語(名目ハ本ニヨリ一定セス)に分れてゐる。
其の諸本と題目、

(一)『二王書語 張彦遠録』(墨池編卷第十五、宝藏二、就閒堂板本所
収)墨池清本

(二)『唐張彦遠撰二王記札』(墨池編卷之五、宝藏二、万曆庚辰板本
所収)墨池明本

(三・四・五)『右軍書記』尾ニハ右・『大令書語』尾ニハ小一総題ハ無シ
(王氏書苑卷之五、法書要録卷之十、恐好事者未及知王羲之書故事之所収)津逮本・津逮秘

書、法書要録卷第十、所収小王書語ノ津逮本・學津討原、第十一集、法書
要録卷十、所収小王書語ノ津逮本・學津本ハ、津逮本ノ「海虞毛晉識」
ノ跋ヲ有スル、津逮本ヲ取ツタモノデアラウ。

三五 「群從、彫落將盡。餘年幾何、而禍痛至此。舉目摧喪、不能自喻。
且、和方、左右時務、公私所頼、一旦長逝、相為痛惜。豈惟骨肉之情。言及摧
惋、永往奈何。袁妹委篤示致問、荒憤不得。此熱、不能不取給。腹中、便復
惡無頼。」(津逮本、四十七葉左一四十八葉右。句読、私ニ施シタ。○群、墨池
清本、郡ニ作ツテキル。○將ノ字以下、書苑本、注雙行ニシテアル。言ハ換
ヘレバ、羣從彫落ノミ大字デアル。○問ノ次ニ、墨池明本、「書」ノ注記ガ
有ル。)

墨跡之写の群從彫落帖の文字を右軍書記、その諸本と対照して見ると、

第一行第一字、「マ」のやうな「ミ」(疊字)のやうなもの且つ、右
下方に読点の如き一ノ点がある一は、或いは、損傷文字の残画であら
う。「書記」では「万」である。

第二行第二字から第三行第一字まで、「一見長相、逝痛想、」書記で
は「一旦長逝相為痛惜」(相為、墨池明本、想已ニ、墨池清本、相已ニ作
ツテキル。惜、墨池清本、借ニ作ツテキル。)

第三行第三字、「唯」、書記の墨池明本・墨池清本は墨跡に合ひ、書苑
本・津逮本・學津本は「惟」に作つて、墨跡に合はぬ。

第四行第二字、「摧」、書記の墨池明本・書苑本・津逮本・學津本は墨

跡に合ひ、墨池清本は「催」に作つて、墨跡に合はぬ。

第四行第八字、「衰」、書記の津逮本・学津本が「衰」に作り、墨池明本・墨池清本・書宛本は「表」に作る。墨跡も確實判然と衰に読めるわけではない。「表」よりは「衰」に近いといふ程度である。(ナホ、「衰妹」・「表妹」ハ、他ニモ右軍書記ノ義之尺牘ニ散見スルガ、ソレモ亦、本ニヨツテ袁アツタリ表アツタリシテ厄介デアル。「劉氏平安也梅妹可得表妹腰痛」〔墨池明本三十左・墨池清本十七右・書宛本二十七左〇津逮本二十五左・学津本二十一右、袁妹ニ作ル〕・「想諸舍人小大皆佳、梅妹大都可行袁妹極得石散力」〔墨池明本四十五左・墨池清本二十四右・書宛本三十一左・津逮本三十六左・学津本二十九左〕・「卿各何似、表妹当来悲慰不言」〔墨池清本四十左・書宛本四十左〇津逮本六十左・学津本四十九左、袁妹ニ作ル〕。中田氏『研究』第七章、3王羲之の尺牘にあらわれる近親の人物、「妹」、参考)

第五行第五字「荒」以下、書記の墨池明本はこれが無く、墨跡に合はぬ。墨池清本は提行して、(但シ、実状ハ、其ノ前、「問」ノ字ガチャウド行底ニ位置シ、「符ヲ施シテ、問デ分段デアルコトヲ示シテアル。墨跡に合はぬ。書宛本・津逮本・学津本、墨跡に合ふ。

第五行第六字、「憤」、書記の津逮本・学津本、墨跡に合ふ。墨池清本・書宛本は「憤」に作つて、墨跡に合はぬ。

第七行第三字、「便」、書記の墨池清本・津逮本・学津本、墨跡に合ふ。書宛本は「無」に作つて、墨跡に合はぬ。

以上を統計して、

墨池明本	墨跡に合ふこと	二	墨跡に合はぬこと	一
墨池清本	墨跡に合ふこと	二	墨跡に合はぬこと	三
書宛本	墨跡に合ふこと	二	墨跡に合はぬこと	三
津逮本	墨跡に合ふこと	四	墨跡に合はぬこと	一
学津本	墨跡に合ふこと	四	墨跡に合はぬこと	一

固より簡単には評定できぬことであるが、少くとも此の部分に關し、一往、墨跡に合するもの多きを以て正しとすれば、津逮本・学津本が最も佳良なる如くである。

三六 行書部の「第十六」卷。

三七 墨跡之写に、群從彫落帖のうち五十七字(右軍書記―墨池清本・書宛本・津逮本・学津本―所録デハ、此ノ部分ハ五十六字)が存して、その行数は七行であり、平均毎行字数は八字となる。此の七行の前の文は、右軍書記によれば、二十五字(群從カラ且和マデ)有る。二十五字を前記毎行字数八字で割れば三行となり、墨跡之写の實際の七行に此の推定三行を加へれば、ちやうど十行であつて、王羲之書目に群從彫落帖を「十行」と録するのによく合致が得られる。

三八 帖の文章全部の意味については今解釈を施さないし又解し難い所も有るが、帖名に取つた「群從彫落」の義を説明すると、群從は、羲之に於て此の帖の外の用例には「群從書皆佳」(右軍書記、墨池明本四十七左、知足下数祖伯云々)が有るが、王珣の『伯遠帖』に「伯遠勝業、情期羣從之宝。」と見えて、伯遠(字)は珣の父王洽の弟王劭の子王穆であり、又、類語として「諸從」が羲之の「十七帖」に「諸從、竝数有問、粗平安。唯脩載在遠、音問不数、懸情。」と出で、脩載(字)は羲之の父王曠の兄王廙(字ハ世将デアツテ、廙ハ音異ノ方デアラウ)の子王誓之であつて、(伯遠・脩載ニ関シテハ、『世說新語』上―尊經閣叢刊本―琅邪臨沂王氏譜、参考)群從・諸從とは群從昆弟・諸從兄弟すなはち「多クノイトコヲチ」の義で、(勿論、法帖・尺牘ニ限ツタワケデハナク、詩文類ニモ群從ノ語ハ用キラレテキル、『佩文韻府』ニ依ルニ、「白居易喜敏中及策詩」自知―為儒少、豈料詞場中第頻。〔李商隱詩〕願我猶一、逢君嘆老成。〕「多クノイトコヲチガ次第ニ死ニ去ツテ行ツテ、モウ全部無クナツテシマハウトスル。」といふのが初句「群從彫落將尽」の意味であらう。

さうして、下文は、又も一人の有能な從兄弟(「和方」ガ其ノ人ノ字デアラウカ)の死亡といふ凶事に自分の暮年に於て遭遇した悲痛を抒べ、併せて、自分の健康状態につき―腹痛を―報じたもののやうである。

三九 王羲之書目(墨池明本五十四葉左)著録の本では、孔侍中帖(此ノ注三九ノ中デ孔侍中帖ト言フノハ全テ狹義)は、行書部の「第十四」

(一) 都下二十六日書云中郎(五行)

(二) (〇津逮本・学津本有「近」字、書宛本空格)絶不得新婦諸叔問

(十行)

(3) 九月十七日義之報且因孔侍中(八行)

(4) 日(○書苑本・津逮本・學津本作「既」)逼近羸劣(六行)

一方、群從彫落帖は、行書部の「第十六」、

(1) 省書知定疑来(二十六行)

(2) 痛惜敬和寢息在心(九行)

(3) 羣從彫落將盡(十行)

此のやうに組合はされ排列されてゐて、群從彫落帖と孔侍中帖と相伴ふこと無い。恐らく、王羲之書目著録本と延歴敕定印記本とは、編成異なる別本であつたのであらう。況んや、延歴本には群從彫落帖と孔侍中帖との間になほ頻有哀禍帖が存して、此れは王羲之書目に見えぬものであるに於てをや。たゞ、書目で、孔侍中帖を含む巻は「第十四」、群從彫落帖を含む巻は「第十六」であつて、一巻おいた隣どうしであることは、延歴敕定本に於て群從彫落帖・孔侍中帖相伴つてゐること、或いは多少の關聯が有るのかも知れぬ。

しかし又、私が多少疑ひを持ちかけてゐるのは、延歴敕定本の現在の接続「群從彫落帖」頻有哀禍帖が孔侍中帖に接してゐること―は、(墨跡之写ニ見ル元和ニ於ケル状態ハ今ト同様デアルケレドモ)、果して旧状であらうかどうかといふことである。「群從帖」哀禍帖と孔侍中帖との継ぎめの所を観察して見ると、接縫の前と後とで紙の色合ひに相違が有る。―接縫の後現第二紙 孔侍中帖の方の紙が黒ずんでゐるのに比し、接縫の前 現第一紙 哀禍帖の有る方の紙はそれより白つぽい。―又、さう思つて見ると、氣のせみかも知れぬが、縫印三顆のうち下の一顆は、継ぎめに於て右半印影と左半印影と多少ビツタリとは合はず、ズレてゐるかにも見えるのである。第一紙「群從彫落帖」哀禍帖と第二紙 孔侍中帖と、もともと此のやうに接続してゐなかつたかも知れぬ。但し、なほ精査に待ちたい。

四〇 王羲之の切を某氏が秘蔵する、といふやうなことも耳にする。まことに群從彫落帖の断簡であること無しとせぬであらう。余未だ敢て其の人の門を叩かざるのみ。

補注一 野村屋新兵衛が墨跡之写に初めて出るのは、第一冊、慶長十六(辛

亥)、卅六葉右、「右、無準之書翰之写也。此墨跡ヲハ不見。野村屋新兵衛持参候。此時齊(○普濟)大川墨跡ノ写シ持被来候。」(下略)である。○なほ又、第二冊、慶長十七(壬子)年、十六右、「此一休(○「文明二年八月廿八日」附のもの)、平野や九郎右衛門持参。野村や新兵衛子庄七同道也。」(下略)といふやうなことも見える。

補注二 『聚古真蹟集』(兵庫県朝来郡栗鹿村日下甚右衛門氏蔵)京都大学文学部国史研究室「昭和八年十二月影写」史料編纂所 6171.02-4(写真) 45

「(大覚寺)空性法親王(二品、捨戒号随庵)」と標し、

「先日之王羲之サウ字之」一巻、書写申度候間、御取寄候而可被下候。紙、申付、つきゝやり可申候。かしこ。(端書「以上」) 八日

八日

(花押)

(○封・上書) 御小性衆

随庵」

言ふ所の羲之草書一巻、或いは新渡の法帖程度のものであつたかも知れぬが、又、妙法院所蔵唐摹の類でなかつたとも保し難からう。

補注三 頻有哀禍帖とその前の七行との間は、墨跡之写の紙換りめにちやうど當つてゐるが、そこや前七行の中間に原品の紙継ぎめや縫印が写されてゐることは無い。

補注四 文献(書記・書目)で知るのみであつた一帖を、見取り写し乍ら書蹟の実在によつて確かめ得ることになつた点は、今さら言ふまでもない。

補注五 瓊綴の、引用した文の続きに、「此正倉ノ内ノ經卷ノ裏ニ書タル趙志集トイフモノハ、唐人ノ集ニシテ、絶テ伝ラヌ物也。逸唐詩(○「全唐詩逸」を思へるならん)ノ又逸ト云ヘシ。」とあり、是れも他にあまり見かけぬ珍らしい変つた記述かと思ふが、昭和三十七年、東京白木屋に於ける、文書の会の『古書籍大即売フェアー出品目録』和本類、「五六一 趙志集 殘卷(奈良朝時代写/紙背に長元三年写の唯識章あり) 一巻 二、八〇〇、〇〇〇円」によつて、瓊綴の言も或いは裏書きされることかも知れぬ。

補注六 文化財保護委員会監修・文化財協会編集(昭和二十七年)『国宝図録』第一集46頁や京都国立博物館国宝展絵葉書で、頻有哀禍帖と孔侍中帖(狹義)との間に紙継ぎめが二箇所・延歴敕定印が六顆見られるのは、前部・後部別々に撮影した写真を製版でつなぎ合せた際の不手ぎはに外ならぬ。